

主要な用語の解説

経済成長率

県内総生産の対前年度増加率を県の経済成長率といいます。経済成長率には、名目値と実質値とがあります。経済指標としては、物価変動分を除いた実質値がよく使われます。

名目と実質

名目は、市場価格（現実の経済取引における金額）で評価した値です。実質はある年の価格水準を基準として、その年以降の物価変動の影響を取り除いて評価した値です。

県内と県民

県内は、経済活動の場所に着目した概念です。県民は、経済活動の場所に関わらず、居住者に着目した概念で、個人以外にも企業や一般政府も含まれます。

県内総生産（生産側）

出荷額、売上額などの財貨・サービスの総額である産出額から、原材料、光熱費などの中間投入額を差し引いたもので、国の国内総生産（GDP）に相当します。県内で生産された付加価値の総額をいいます。

寄与度

それぞれの項目が、どの程度全体の増加あるいは減少に貢献しているかを見るための指標です。ある項目の増加（減少）率が、全体をどれだけ増加（減少）させたかを表す指標で、次の式で計算されます。

$$\text{寄与度（\%）} = (\text{ある項目の当期の数値} - \text{ある項目の前期の数値}) \div \text{前期の全体額} \times 100$$

県民所得

県民（個人のほか、企業、一般政府を含む）が、一年間に携わった生産活動によって生みだされた純付加価値を、「県民雇用者報酬」、「財産所得」、「企業所得」にどのように分配したかを示したものであり、これらの総額をいいます。

県民雇用者報酬

生産活動から発生した付加価値のうち、雇用者への分配額をいいます。賃金のほか、雇用者の福利厚生のための雇主の各種負担を含む広義の雇用者の所得です。

財産所得

金融資産、土地など資産を貸借することから生じる所得であり、預貯金や貸出金の利子・利息や、株式や出資金に対する配当、土地や著作権使用料などの賃貸料などが含まれます。

企業所得

営業余剰・混合所得に財産所得の受払の差額を加えたもので経常利益の概念に近いものです。

一人当たり県民所得

県民所得を県の総人口（10月1日現在の国勢調査による人口又は人口推計（総務省統計局））で割ったもので、県民経済全体の所得水準を表す指標です。県民所得に企業所得が含まれていますので、県民一人一人の賃金水準や収入水準を示すものではないことに御注意ください。

県内総生産（支出側）

県内ベースの総支出で、県内総生産（生産側）と同額となります。「民間最終消費支出」、「政府最終消費支出」、「総資本形成」、「財貨・サービスの移出入（純）」、生産側との不一致を調整する「統計上の不突合」からなります。

民間最終消費支出

家計の飲食費や住居費などの「家計最終消費支出」と、営利を目的としない民間団体（私立学校、社会福祉法人、労働組合など）による「対家計民間非営利団体最終消費支出」を合わせた、民間部門の消費支出のことです。

政府最終消費支出

県内の国出先機関、県、市町村等が提供する公共サービス等にかかった金額を支出とみなしたものです。

総資本形成

資産の変動の一部で、県内への投資分（その対価が当該期間（1年間）以内に使用し尽くされない支出）で総固定資本形成と在庫変動からなります。

財貨・サービスの移出入

県内外からの移出から移入を差し引いた額のことです。移出は、県外への財貨・サービスの売り払い、県外居住者の県内消費で、移入（控除）は、県外からの財貨・サービスの買い入れ、県内居住者の県外消費です。

統計上の不突合

概念上一致するはずの県内総生産の生産側と支出側との間で、推計方法の違いなどから生じる不一致を調整するために計上しています。県民経済計算では支出系列に計上していますが、国民経済計算では生産系列に計上しています。

デフレーター

参照年又は基準年を100とした場合の財貨・サービスの価格を指数で表示したものをいいます。「実質値」＝「名目値」÷「デフレーター」という関係になります。

帰属計算

国民・県民経済計算上の特殊な概念であり、実際には市場取引を伴わないものの、財貨・サービスの取引が行われたかのようにみなして（擬制して）、評価する計算のことをいいます。

この結果、同一の尺度で制度や慣習などの異なる地域間の比較を可能にします。

その代表的な例として下記のものがあります。

帰属家賃

実際には家賃の受払いが発生しない自己所有住宅（持ち家）について、あたかも通常の借家などと同様のサービスが生産され消費されるものと仮定して、それが市場の家賃でいくらになるかを評価したものです。

県民経済計算では、住宅の自己所有者は住宅賃貸業を営んでいるものとされ、生産面では、不動産業に含まれます。分配面では、個人企業の持ち家にその営業余剰が計上され、支出面では、住宅の自己所有者自らが家賃を支払っているものとされ、民間最終消費支出に含まれます。